十一　第八条の二第一項第一一号で準用する第六条第一項第四十二号イの容器置場の警戒標

十二　第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第四十二号ハの容器置場の第一種置場距離及び第二種置場距離

十三　第八条の二第一項第一一号で準用する第六条第一項第四十二号ニの容器置場の障壁

十四　第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第四十二号ホの充塡容器等の容器置場に講じた直射日光を遮るための措置

十五　第八条の二第一項第一一号で準用する第六条第一項第四十二号ヘの容器置場のガスが滞留しない構造

十六　第八条の二第一項第一一号で準用する第六条第一項第四十二号リの二階建の容器置場の構造

十七　第八条の二第一項第一号で準用する第六条一項第四十二号ヌの可燃性ガスの容器置場の消火設備

十八　第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第三号の緊急時に遮断するための措置

十九　第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第五号のディスペンサーに設置された遮断装置

二十　第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第五号のディスペンサーに講じた漏えいを防止するための措置

二十一　第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第七号のガス漏えいを検知し、かつ、警報するための設備

十一　容器置場の警戒標の掲示の状況及び維持管理状況を目視により検査する。

十二　容器置場の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。

十三　容器置場の障壁の設置状況及び維持管理状況を目視及び図面により検査する。

十四　可燃性ガスの充塡容器等の容器置場に講じた直射日光を遮るための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。

十五　可燃性ガスの容器置場のガスが漏えいしたとき滞留しない構造を目視によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。

十六　二階建の容器置場の構造を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。

十七　可燃性ガスの容器置場の消火設備の設置状況及び維持管理状況を目視及び記録により検査する。

十八　配管に講じた緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

十九　ディスペンサーに設置された遮断装置を目視により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

二十　ディスペンサーに講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。

二十一　配管の設置位置又は配管が設置されているトレンチの構造を目視により検査する。

二十二　可燃性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況及び維持管理状況を目視及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。

二十三　第八条の二第一項第一一号で準用する第七条の三第一項第八号のディスペンサーの屋根

二十四　第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第十一号の圧縮水素の過充塡防止のための措置

二十五　第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第十三号の圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置

二十六　第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第十三号の配管の常用の圧力が充塡容器等の最高充塡圧力未満の場合に当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置

二十七　第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第十五号イの蓄圧器のフルラップ構造又はフープラップ構造

二十八　第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第十五号ロの蓄圧器の劣化を防止するための措置

二十九　第八条の二第一項第一号で準用する第八条第一項第二号の警戒標

三十　第八条の二第一項第一一号で準用する第八条第一項第四号の可燃性ガスの製造施設の消火設備

三十一　第八条の二第一項第二号の容器に取り付けられた配管に講じた遮断措置

三十二　第八条の二第一項第三号の熱作動式安全弁

三十三　第八条の二第一項第四号の高圧ガス設備の安全弁等の放出管

三十四　第八条の二第一項第五号の液化水素の超低温容器の負圧防止措置

二十三　ディスペンサーの屋根の材料を目視によるほか、図面又は記録により検査し、滞留しない構造の状況を目視によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。

二十四　過充塡防止のための措置の状況を目視及び記録により検査する。

二十五　圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

二十六　配管の常用の圧力以下に減圧するために当該配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

二十七　複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器のフルラップ構造又はフープラップ構造を目視によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。

二十八　複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化を防止するための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。

二十九　警戒標の掲示の状況及び維持管理状況を目視により検査する。

三十　可燃性ガスの製造施設の消火設備の設置状況及び維持管理状況を目視及び記録により検査する。

三十一　配管に講じた遮断措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

三十二　熱作動式安全弁の設置状況を目視、図面等により検査し、当該熱作動式安全弁の機能を図面又は記録により検査する。

三十三　高圧ガス設備の安全弁又は破裂板及び熱作動式安全弁の放出管の設置状況を目視により検査する。

三十四　液化水素の超低温容器の負圧防止措置の状況を目視により検査し、当該負圧防止措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。